

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日
改正令和 7 年 4 月 14 日

各都道府県財政担当課 }
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省自治財政局準公営企業室

へき地保健医療等に対する地方財政措置について

へき地保健医療等に対する地方財政措置については、「へき地保健医療等に対する地方財政措置について」（平成 30 年 6 月 29 日付け総務省自治財政局準公営企業室事務連絡）により通知していたところですが、本年度よりへき地における保健医療対策を「医療計画について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施していることに伴い、地方財政措置について、次のとおり講じることとしていますのでお知らせします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

1 へき地保健医療事業実施計画策定費

へき地保健医療事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の策定に要する経費について、都道府県に対し所要の措置を講ずる。

2 施設設備整備費

(1) 施設設備整備費については、病院事業・介護サービス事業債の対象とする。

(2) 当該地方債に係る元利償還金について、関係地方公共団体に対し地方交付税措置を行う。

3 上記 2 以外の事業費

(1) 上記 2 以外の事業費（運営費等）については、事業実施計画に計上された次のような事業のうち必要と認められるものに対して地方交付税措置を行う。

なお、想定される主な経費は次のとおりである。

- ① へき地医療確保のための各都道府県における調整機関であるへき地医療支援機構の運営に要する経費
 - ② へき地医療拠点病院等により診療支援事業等を行う場合は、当該病院等が行う巡回診療に要する経費
 - ③ ②の事業を実施するために必要となる医師、看護師等医療従事者職員の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ④ へき地診療所等への応援医師、代診医師等の派遣に要する経費
 - ⑤ ④の事業を実施するために必要となる医師、看護師の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ⑥ へき地勤務医師及び看護師等の研究研修に要する経費
 - ⑦ へき地医療拠点病院等及びへき地診療所等の訪問看護に要する経費
 - ⑧ オンライン診療等の遠隔医療に係るシステム運営に要する経費
 - ⑨ 離島等における救急患者搬送に伴い地方公共団体が負担した経費
- (2) (1)の①から③及び⑤については、都道府県に対して所要の措置を講ずることとし、事業実施主体が都道府県でないときにおいても都道府県に対して所要の措置を講ずるものとする。また、(1)の④及び⑥から⑨については、関係地方公共団体に対して所要の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)の①から③及び⑤の場合において事業実施計画により、地方公共団体の要請に基づき公的病院等が同様の業務を行い、当該経費を都道府県が助成する場合にも所要の措置を講ずるものとする。また、(1)の⑦及び⑧の場合において事業実施計画により、地方公共団体の要請に基づき公的病院等が同様の業務を行い、当該経費を関係地方公共団体が助成する場合にも所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 各病院等の(1)の②から⑦の経費に係る(2)による都道府県又は関係地方公共団体に対する特別交付税措置については、1) 基準額と2) 当該団体の一般会計による繰出額（一部事務組合、広域連合、公営企業型地方独立行政法人又は公立大学法人が経営する病院等にあつては運営費負担金等のうち繰出額に相当する額及び指定管理者制度を導入している病院等にあつては指定管理料等のうち繰出額に相当する額とする。以下同じ。）又は助成額（国庫補助金等の特定財源を控除した額をいう。以下同じ。）に措置率（0.8）を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。
- 1) 基準額
各項目に定める単価に日数等を乗じた額の合算額
 - 2) 当該団体の一般会計による繰出額又は助成額
各項目に対応する当該団体の一般会計による繰出額又は助成額として総務大臣が調査した見込額の合算額

(5) 各公的病院等の(1)の②、③、⑤及び⑦の経費に係る(3)による都道府県又は関係地方公共団体に対する特別交付税措置についても、1) 基準額と2) 当該団体の助成額に措置率(0.8)を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。

1) 基準額

各項目に定める単価に日数を乗じた額の合算額

2) 当該団体の助成額

各項目に対応する当該団体の助成額として総務大臣が調査した見込額の合算額